

令和元年度(2019年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会(R1.9.2)
議事録

発言者	内 容
事務局	開会宣言。
事務局	江藤局長挨拶。
事務局	任期満了に伴い、新委員を紹介のうえ、委嘱状を交付。 新委員の澤田委員挨拶。
委員一同	委員の互選により澤田委員が会長となる。
澤田会長	会長挨拶。 職務代理者として金子委員を指名。
議題(1) 警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について	
澤田会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が6件です。</p> <p>まず、議題(1)「警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取」についてです。 警察本部から説明をお願いします。</p>
警察本部	<p>意見聴取対象行政文書ファイル一覧のインデックス12の8ページの5カ所について「移管」を「廃棄」へ修正。 続いて、議題(1)について資料1、別紙1～別紙6により説明。</p>
澤田会長	<p>ただ今、警察本部から「警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について」説明がありました。</p> <p>警察本部における廃棄は第3回目ということで、過去2回委員の皆様は類似の内容のものに触れていると思います。今回の廃棄対象の行政文書ファイルは、平成26年以前に作成され保存期間が満了した11万8千冊のうち、意見聴取対象が9万7千冊との説明がありました。</p> <p>また、パブリックコメント、公安委員会の意見聴取も終わり、廃棄相当との意見であったとの説明もありました。行政文書ファイル一覧の9万7千冊分が事前に送付されており、分厚いもので大変だったと思いますが、何か御意見はありますでしょうか。</p>
金子委員	<p>行政文書ファイル一覧のインデックス35の熊本市警察部庶務課のファイル数が少ないのはなぜですか。庶務課なら普通もっと行政文書があるのではないのでしょうか。</p>

警察本部	熊本市警察部庶務課は、警務課との職務を兼ねた職員が、熊本市との窓口としての業務を行っているものですので、この程度の文書しかありません。
金子委員	わかりました。 続いて、インデックス36の熊本中央警察署47ページの犯罪事件処理簿にはオウム真理教関連など知事が別に定める事項に該当するものはないですか。
警察本部	はい、関連するものはありません。
金子委員	どこの警察署も、文書管理簿をきちんと整備していることはわかりました。 ただ、例えば、インデックス54人吉警察署21ページの廃棄文書一覧は、県民から文書の照会があった場合などに、廃棄していることの説明資料となり、身を守るためにも、保存しておいた方が良いのではないのでしょうか。
警察本部	これは、条例施行以前のものの廃棄文書一覧であり、旧システムに登載されたごく一部の文書一覧で、件名が記載されただけの不完全なものでありますので廃棄することとしましたが、いかがでしょうか。
金子委員	承知しました。
高濱委員	その分類名に移管簿・廃棄簿は除くと記載されていますが、移管簿・廃棄簿は保存しているのですか。
警察本部	当時は、移管簿・廃棄簿は作成されていませんでした。廃棄文書一覧は移管簿・廃棄簿とはかけ離れており、廃棄することとしたものです。
高濱委員	それでは、実質的には、移管簿・廃棄簿はないということですか。
警察本部	その当時は移管簿・廃棄簿はなく、条例施行後のものについて、システムで作成しています。
高濱委員	古いものをシステムに書き換えるということはないのですか。
金子委員	しないのではないのでしょうか。県民から、26年以前の文書を見せてもらいたいとの要望がありましたら、丁寧に説明していただきますようお願いいたします。 次に、電子データとの併用はないのでしょうか。

警察本部	27年の条例施行に合わせたシステムでは電子データも取り込めるようになっていますが、26年以前のシステムではそこまでの能力がありませんでしたので、媒体はほとんどが紙となっています。
金子委員	了解しました。
高濱委員	インデックス38熊本東警察署37ページの証拠物件出納簿の時効分は廃棄してもよいのですか。
警察本部	それらは、証拠物件の管理をしていることの記録で、事件そのものの記録ではありません。証拠物件を検察庁に送った後は不要になります。
高濱委員	出し入れを記録した帳簿ということですか。了解しました。
澤田会長	知事部局では、九大の先生の第三者による確認が行われていますが、警察本部では、県警アーキビストによる確認で内部での確認となり、アーキビストには高い倫理観が求められると思いますが、組織としてアーキビストをサポートする体制は整備されているのでしょうか。
警察本部	広報県民課に文書情報室を設置し、4人の職員を配置するとともに、総括文書管理者として警務部長を充てています。国も同ような業務を行っており、警察本部長、警務部長ともに文書管理制度には、高い認識を持っていただいています。 また、県警のアーキビストには、昨日報道されておりました国立公文書館の資格制度の運用が開始されましたら取得を検討するなど、より一層業務が行いやすいようにしたいと考えています。
澤田会長	総括文書管理者の方以下、文書管理の重要性を認識していただき、アーキビストの方もだめなものだめと言えるような警察本部内部での体制を構築していただきたいと思います。
金子委員	日本アーカイブズ学会で認定アーキビストという制度があります。昨日の新聞報道は、国立公文書館が今考えている認証アーキビストのことです。私は学会の認定アーキビストですが、その1条に「アーキビストは高い倫理観を持って」ということが記載されています。 県警のアーキビストの方は、資格は持っておられず、研修を受けたということでアーキビストと称しておられると思いますが、高い倫理観を持って捨てられないものは捨てられないと上司にも言えるような矜持を持ってもらいたいと思います。
高濱委員	今後は、学会の認定アーキビストと国立公文書館のアーキビストと2つ並立することになるのでしょうか。

金子委員	<p>国立公文書館が今考えているのは、初級、中級、上級のアーキビストであり、今回認証しようとしているのは、要するに、とば口に立った方に認証の制度を設けるといふものです。</p> <p>学会の認定制度は、学習院大学のアーカイブズ学の大学院で7分野の単位を取得した方が1号、2号は5分野の単位取得で1万字以上の論文1本かつ経験2年以上、3号は論文2本以上で経験が3年以上、4号は論文3本以上で経験が5年以上の方です。なお、私は4号です。</p> <p>アーキビストは医者と同じで専門の分野があり、警察文書が分かるアーキビストは稀でありますので、警察本部では是非育てていただきたいと思っています。</p>
高濱委員	将来的にはどうなるのでしょうか。
金子委員	アーキビストの就職先がないのが問題であります。熊本県は先進的な取り組みを行っているのですから、アーキビストを雇用し、書庫管理、文書のシリーズ化、県民への広報などをやっていただけたらと常々思っています。
高濱委員	以前、県に勤めていたから分かりますが、専門の分野の能力を高めても異動があり、そこを何とかできないかと思えます。熟練が必要で、20年30年務める方を育ててもらいたいと思えます。
澤田会長	それでは、議題(1)については、いくつか意見が出されましたが、概ね適当と認められます。委員の皆様からの意見を整理したうえで、歴史公文書には該当しないということで、警察本部で廃棄するというところでよろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
澤田会長	それでは、廃棄については適正に行われるように十分に留意して行っていただきますようお願いいたします。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 5px; display: inline-block;"> 議題(2) 公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取について </div>	
	それでは、次の議題に移ります。議題の(2)について、公安委員会から説明をお願いします。
公安委員会	資料2 により説明。
澤田会長	ただ今、公安委員会から議題2の「公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取」について、説明がありました。確認ですが、今回が第1回目との説明がありましたが、2回目、3回目はあるのでしょうか。また、どれくらいの量になるのでしょうか。

公安委員会	今回は37冊ですが、第2回目、第3回目は警察本部の様に具体的な計画ができていない状況です。ただ、行政文書は作成していますので、いつかは2回目をお願いすることになります。
澤田会長	条例施行前の分は今回で全部ということによろしいですか。
公安委員会	今回で全てです。
澤田会長	わかりました。それでは、ただ今の公安委員会の説明に何かありますでしょうか。
金子委員	確認ですが、公安委員会の委員に警察本部と同じようなものを見てもらっているということですか。
公安委員会	資料2の3枚目にファイル一覧を付けてます。
金子委員	これだけですか。わかりました。
澤田会長	他に、ご意見はありませんでしょうか。 それでは、この37件については、公安委員会で廃棄するという事によろしいでしょうか。
委員一同	(同意の声あり)
澤田会長	それでは、こちらも適正に廃棄していただきますようお願いいたします。
議題(3) 行政文書ファイルの誤廃棄事案について(報告)	
澤田会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(3)「行政文書ファイルの誤廃棄事案について(報告)」についてです。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3により説明。
澤田会長	ただ今、行政文書の誤廃棄事案について報告がありました。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。

	(特段意見なし)
澤田会長	よろしいでしょうか。 この件については、既に対応いただいているということですが、今後も行政文書の適正な管理について、職員の皆さんが意識を持っていただきますようお願いします。
議題(3)追加 行政文書の誤廃棄事案について(報告)	
澤田会長	続きまして、議題(3)に追加があります。警察本部の誤廃棄事案ですので、警察本部から説明をお願いします。
警察本部	資料3-1により説明。
澤田会長	以上、警察本部の行政文書の誤廃棄事案について報告がありました。この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
花立委員	5つの警察署で誤廃棄が発生していますが、発覚したのはどのタイミングでしょうか。アーキビストの方が提出を請求された時ですか。
警察本部	措置報告書が各警察署から提出されますが、それらを審査する中で発覚したものです。
花立委員	具体的な時期は何年のいつ頃ですか。
警察本部	昨年の8月から報告されており、今年の7月に最終的に確定しています。
花立委員	7月に確定したということですね。今回、新聞報道もされ、委員会へ報告となりましたが、今後もこのようにまとめて報告される予定ですか。あるいは、誤廃棄の発覚の毎に報告される予定ですか。
警察本部	基本的に、発覚次第速やかに報告を行う予定です。今回は、量も多く調査も行った関係上、一括しての報告となりましたが、基本的には知事部局と同じように発覚した時点で報告するという方向性を取って行きます。
花立委員	誤廃棄についての県の規定は、速やかにというスタイルになっていますので、それは守っていただきたい。委員会にまとめて報告となると正当性が疑われることにもなりますので、できるだけ速やかにということをお願いした次第です。

金子委員	警察本部の誤廃棄の資料3 - 1の最後に「教養資料」と記載されているが、それはどのようなものなのですか。
警察本部	文書管理に関する全体的な事柄、システムに関すること、文書管理の変更点、今回の場合は、誤廃棄の原因などをピックアップした形で資料を出していきたいと考えています。
金子委員	そのようなものを警察では、教養資料と呼んでいるのですか。
公安委員会	警察では、教育のことを教養と言っています。警察庁には以前教養課という部署もありました。警察では普通に教養と言う言い方をしています。
金子委員	初めて知りました。分かりました。
澤田会長	それでは、警察本部においても、花立委員から指摘もありましたとおり、今後も行政文書の適正な管理を行って頂きますようお願いいたします。
<p>議題（４）行政（法人）文書管理状況について（報告）</p> <p>議題（５）行政文書ファイル管理簿の公表について（報告）</p>	
澤田会長	それでは、次の議題に移ります。議題(４)行政文書管理状況についてですが、議題(５)行政文書ファイル管理簿の公表についても関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。
事務局	資料4及び資料5により説明。
澤田会長	行政(法人)文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について一括して報告していただきました。 以上の報告について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
金子委員	元課においては、システムにきちんと登録をされていますか。
事務局	システムで簿冊を作成の上、各行政文書の編綴を行っています。
金子委員	システムへの登録漏れはないですか。

事務局	研修等において、行政文書はシステムに登録するようにしきりに指導しています。例えば、工事進行など他のシステムで行政文書を作成する場合などにおいても、文書管理システムへ入力を行うよう指導を行っています。
金子委員	業務上必要な文書を作成し、システムに登録せずに、机の近くに置いているようなことがありはしないかなという気もしますが、職員の意識としては、文書は自分が業務行う上でのツールとしか思っていないところがあるのではないかと思います。一度、システムに載せてない文書がないか聞いてみればどうでしょうか。
事務局	簡易なもので余白に記載しての係長までの決裁等行うこともありますが、作成の起案文書はほぼ全てシステムでの起案となっていると思います。取得についてが、全てがシステム登録になっていない場合もあると思います。
金子委員	係長までの決裁は、システム登録をしなくてよろしいとの線引きをしますか。
事務局	軽微なものや余白決裁もありますので、難しい面があります。
金子委員	研究をされますか。
澤田会長	余白決裁の内容にもよるのではないのでしょうか。
金子委員	そうですね。だから、全てと私も申し上げにくい面もあります。文書管理の学会の先生もおられますので、お尋ねになってもよろしいのではないのでしょうか。文書管理は、掘れば掘るほど難しくなるものです。 私からは以上です。
澤田会長	ありがとうございました。他にはありませんでしょうか。 それでは、報告のありました行政文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表についても今後も適切に行っていただきますようお願いいたします。
議題（６）その他 ・ 次回の委員会の開催予定時期について	
	それでは、議題の最後の（６）「その他」について、事務局からお願いします。
事務局	口頭で説明。
澤田会長	次回の委員会の開催予定時期については、11月中旬以降年内に開催したいということでした。 本日の議題については全て終了したようですので、これ以降事務局にお任せし

	ます。委員の皆様、円滑な議事進行に御協力をいただき、ありがとうございました。
事務局	事務連絡及び閉会宣言